「越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山」

「原子力災害対策」情報 No. 7

2012. 8. 11

略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野謙二
〒930-0856
富山市牛島新町6-1-905
Tel. 076-441-7843
Fax. 076-444-6093

富山県への「緊急質問」/県下自治体への「質問」

再稼働反対を叫ぶ首相官邸前でのますます増大する人々の「声の蜂起」、また、大飯原発現地での　はげしい／ねばりづよい／しなやかな　非暴力直接行動―― いま、この日本列島は、もはやおさえることができない反／脱原発のアクションで満ちあふれている。

他方で、福島原発事故以来、再吟味・再検証を余儀なくされつつある各地原発で、「断層」問題が浮上し、これまでの安全規制の問題性が、覆い隠しようもなく露わになっている。

私・たちは、このような「声の蜂起」に支えられて、自らの足下の志賀原発について、再稼働を阻止することは言うに及ばず、その廃炉を要求するところまで進み出ることを、求められている。

この希望の下に、さらに県／県内自治体を訪ねることを重ねよう。

フォーカス「県への緊急質問」／「各自治体への質問」

県への緊急質問書

（2012年7月31日提出　:8月17日話し合う予定）

私・たち「〈越境〉ネット・富山」は、これまで貴自治体に対し、新しく策定する地域防災計画の立案の「前提」について、さらには計画設計の「枠組み」についてお尋ねしてきました。この後は、いよいよ計画の「内容」について踏み込んでお尋ねしたいと考えていますが、主に中央政府をめぐる政治の混乱もしくは不在により、計画の策定段階が大幅に遅れているようです。現在は、こちらが計画の内容についてお尋ねしようとしても、貴自治体から中身を伴った回答がいただけそうにない状況であり、誠に遺憾に思っております。

けれども、計画策定の動きが足踏みしているうちにも、野田内閣が原子力災害対策／原子力規制行政上で当然踏まえるべき段階を踏まずに、強引に大飯原発の再稼働を推し進めたことに対し、いまだかつて無い規模ですべての原発の再稼働に反対する人々のうねりが起こり、その声は拡大の一途を辿っています。

さらに、「3・11」の大惨事を踏まえて、もう一度徹底的に見直すことを始めた経産省の「地震・津波に

関する意見聴取会」で、志賀原発直下の「活断層」の存在を専門家が指摘し、原子力事業者は原子力安全・保安院から再調査を行うことを命じられました。

これらの事態に対し、貴自治体は、志賀原発の「隣接」自治体として、どのように対処するつもりなのでしょうか。私・たちは、緊急に以下のことについて質問いたします。誠意をもって回答してください。

1　反／脱原発アクションの拡大について

原発の再稼働に反対しかつて無いほどの規模で首相官邸に迫るデモ、大飯原発の再稼働を阻止しようと現地に赴き道路を封鎖した人々・・・反／脱原発アクションは拡大の一途を辿っているように思います。

1）　このことについて、貴自治体はどのように見ていますか。

2）　このことが、原子力規制に関する貴自治体の方針に、何らかの影響を与えることはありますか。

2　志賀原発直下の「活断層」問題について

志賀原発直下の「活断層」の存在については、経産省の「第19回地震・津波に関する意見聴取会」で問題になり、原子力安全・保安院から原子力事業者に対して、再調査が要請されました。

1）　この事態を、貴自治体はどのように受け止めていますか。

2）　この「活断層」の存在が明らかになれば、志賀原発は必ず廃炉にしなければなりません。このことについて、原子力事業者に対して、貴自治体はどのような取り組みを行うことを考えていますか。

3　「活断層」問題がもたらす意味について

設置許可申請当時から疑惑があったこの「活断層」が、ここにきて「問題」として再浮上してくるということは、この国の原子力規制の在り方が、文字通り根底から問われているということであり、建設された全ての原子力施設が、今や疑惑の上に建っていると言っても過言ではない事態になったのではないでしょうか。

1）　この事態を、貴自治体はどのように受け止めていますか。

2）　このことについて、中央政府に対して、貴自治体として何らかの取り組みを行うことを考えていますか。

4　第三者機関の設置について

原子力事業者に「断層」についての再調査を任せることでよいのでしょうか。貴自治体は、貴自治体なりに、調査すべきではありませんか。

1）　断層の調査には、専門的な知識や技術が必要であると思います。そこで、貴自治体として、変動地形学者を含む第三者機関を設置して、そこで独自に再調査すべきではないでしょうか。

2）　貴自治体も、原子力の専門家一名を採用しているようですが、アドバイザー方式は、内的な制約を受け充分に機能しないことが考えられます。危険の要因や今後どのように地域に影響あるいはダメージを与えるかの判断には、専門的な知識や経験が必要とされるので、自治体の長の直属組織として専門家数人による第三者機関を設置し、危機管理を行うべきではないでしょうか。

各自治体への質問書 (2012年7月31日発送:8月17日～8月28日直接訪問し尋ねる予定)

貴自治体に、主に、志賀原発の「隣接」自治体(＝富山県内の基礎自治体)としての役割や責務について、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。誠意をもってお答えください。

1. 「隣接」性の認識について

1－1 「隣接」自治体というカテゴリーについて

1) 貴自治体は、原子力災害対策上、原子力施設との位置関係による区分では、どのようなカテゴリーに属すると考えていますか。

2) 「隣接」自治体というカテゴリーについて伺います。「隣接」とは、単に「立地」自治体の「隣り」ということにつきるのでしょうか。氷見市が「ＵＰＺ」に属しているということを踏まえた上で、なお富山県を「隣接」自治体とすることが本当に適切なのでしょうか。

1－2 「隣接」自治体の原子力規制上の責務について

「隣接」自治体の責務は、「立地」自治体との連携だけにとどまりません。「隣接」自治体には、「隣接」であるがゆえの独自の役割や責務があるのではないでしょうか。その点について、貴自治体は、どのように考えていますか。

2. 「地域防災計画(原子力災害対策編)」の策定のポイントについて

これまで想定してこなかった「3・11」を踏まえた今回の地域防災計画の改定は、かなり困難な作業になることと思います。その策定のポイントは、どこにあるのでしょうか。こちらから、3つのポイントについてお尋ねします。

2－1 県や他の自治体との協議について

1) 情報収集や避難が、一つの自治体で完結するものではないのに、同「計画」は、それぞれの自治体単位で策定しなければなりません。貴自治体は、県及び県内の基礎自治体、石川県及び石川県内の基礎自治体との間に、どのようなことを協議する必要があると考えていますか。

2) また、その協議の場をどのように設定しようとしていますか。

２－２　独自性のありかについて

県の地域防災計画に応じて貴自治体も地域防災計画を策定されると思いますが、貴自治体は、地域の地理的条件／社会的条件に基づいて、どのような独自性を盛り込むことが必要であると考えますか。

２－３　避難計画の課題について

新たに避難計画を策定する際に、難しいのはどういうところですか。こちらから３つのポイントについて、お尋ねします。

1)　緊急時／平常時における情報収集について、どのような課題がありますか。

2)　OILによる避難判断については、どのような課題がありますか。

3)　避難先の確保／要援護者への対応／避難者の受け入れについて、どのような課題がありますか。

3.　原子力事業者に対する「隣接」自治体としての役割や責務について

３－１　反／脱原発アクションの拡大について

原発の再稼働に反対しかつて無いほどの規模で首相官邸に迫るデモ、大飯原発の再稼働を阻止しようと現地に赴き道路を封鎖した人々・・・反／脱原発アクションは拡大の一途を辿っているように思います。

1)　そのことについて、貴自治体はどのように見ていますか。

2)　そのことが、原子力規制に関する貴自治体の方針に、何らかの影響を与えることはありますか。

３－２　志賀原発直下の「活断層」問題について

志賀原発直下の「活断層」の存在については、経産省の第19回地震・津波に関する意見聴取会で問題になり、原子力安全・保安院から原子力事業者に対して、再調査が要請されました。

1)　この事態を貴自治体はどのように受け止めていますか。

2)　このことについて、県が原子力事業者に対して何らかの対応をするように、貴自治体として県に申し入れを行うことを考えていますか。

3)　このことについて、原子力事業者に対して、貴自治体として何らかの取り組みを行うことを考えていますか。

IN/OUT

今夏、隣接/周辺自治体に求められる新たな役割

7月17日に、志賀原発1号機直下の断層が「典型的な活断層」と指摘されてからほぼ1ヶ月。この「断層問題」から明らかになったことも含め、この夏、志賀原発の存廃にかかわる4つの事実が浮上した。

1　国の機関は、原発の安全性を保証できない

今回の「断層問題」の追及によって、志賀原発の安全規制に責任を持つべき国の機関(原子力安全・保安院と原子力安全委員会)の存在根拠が、大きく揺らぎだしていること。87年当時の判断根拠について、「資料がない」と保安院の責任者は居直り、原子力安全委員会も、提出資料を黙認するだけでダブルチェックなどなされていない実態が露呈した。新しい原子力規制委員の人選に対しても厳しい批判の声が寄せられている。にもかかわらず、これから行われるボーリング調査でも、主体は北電。それを国側がチェックするという。調査結果の判断の信頼性は誰が保証するのか。

2　断層や亀裂の中に原発が立地している

「断層」は、志賀原発直下だけではなく、周辺にもうんざりするほど存在しており、それらが連動して動いた場合、どういう影響を及ぼすのかは、誰にも分かっていない。いうまでもなく、この亀裂だらけの不安定な地盤を、人間の手で強化したり、修復したりすることなど、できるはずがない。ということは、「断層問題」の解決は、その上に立っている原子炉を速やかに廃炉にしていく以外にはありえないということだ。

3　民意は明確に「原発NO！」

「もう原発はいらない」という民衆の圧倒的な意見が表明され続けている。首相官邸も包囲する声の高まりは、いっこうに衰えないばかりか、全国に拡がっている。

7月28日に、北陸電力本社がある富山市内で開かれた意見聴取会でも、原発依存0%と即時廃止を求める声が圧倒的であった。民意は明確に「原発NO！」だ。

4　原発が不要なことを北電自身が証明

原発がなくても、この猛暑に電力不足はなかったという事実。北陸電力管内では、ピーク時の電力が不足するどころか、一定量を関西電力と九州電力に送り続け、北陸電力は大幅な増収となった。原発が必要ないことは、北電自身が証明している。

これまでは、原子力発電所の運転について、国の機関がチェックし、安定的に長期間運転できることを前提としてきた。その前提の下で「安全協定」や「地域防災計画（原子力災害対策編）」が考えられ、運用が図られてきたはずだ。しかし、前に述べた4つの事実から、志賀原発においては、今やその前提のすべてが崩れ去ったと言っていい。

では、隣接／周辺自治体の役割として、今、何が求められているのか。

少なくとも、「断層の調査結果が出るまで待ってから」とか、「規制庁の通知が届いてから」とか、そのような悠長なことは言っていられないはずだ。素早い対応こそ、今求められている。まずは、自治体としての見解をきちんと住民に表明し、その上で住民から意見を聴く場を、すぐにでも設けていくべきである。

これを読んでいる自治体首長さん、担当職員のみなさん、貴自治体はどうするのですか。

新聞切り抜き帖
富山・石川県内自治体／議会情報

防災計画 揺るがす？

関心強める地元自治体

保安院が北電に検討を指示した活断層連動地震の三パターンは、石川県はじめ地元自治体にとって、防災計画の中で想定していない地震だ。能登半島地震を経験し、防災意識の高い石川県輪島市などは強い関心を寄せる。

ただ保安院は自治体の防災対策ではなく、万一に備えなければならない原発向けに検討を指示した段階にすぎない、新たな連動パターンの提案に興味を抱く。江戸時代末期には八㍍の津波に襲われたとの記録があり、「危機感は強い」（同）と説明する。

想定外 議論見守る

石川県が地域防災計画で想定する地震は、①大聖寺の地震（M7・0）②加賀平野の地震（M7・0）③邑知潟の地震（M7・0）④能登半島北方沖の地震（M7・0）⑤能登半島東方沖の地震（M7・8）の五パターン。

保安院の言う連動地震が万一起きれば、M8級の地震になるとの試算もあるが、県は連動地震を現行計画で想定していない。県計画に従っている県内市町の計画も同様だ。

保安院の投げかけた新しい活断層評価の在り方に、金沢市は「断層の評価が変われば市の計画そのものが変わる」（危機管理課）と困惑しつつ北電の検討の行方を見守る考え。

連動可能性を指摘された邑知潟南縁断層帯の通る宝達志水町も「中学校建設や病院移転を予定しており、結論次第では耐震強度を上げなければならない」と大きな関心を寄せる。

石川県危機管理監室の担当者は「保安院の見解は十分確認しないと何とも言えない」と言いつつ、津波想定浸水区域図を見直す中で、地震想定も見直していることを明らかにした。近く公表する。

北電、新手法で再検証も

北陸電力は、保安院が検討を指示した活断層の三パターンの連動可能性について、これまでの自社調査で否定する結論を得ているとして、あらためて保安院に対して可能性のないことを説明する方針だ。

ただ、輪島―珠洲沖の断層の連動可能性については「保安院から強い要望があった」として、連動した場合の志賀原発への影響を「断層モデル」という詳細な分析手法で検証する。

北電が想定している志賀原発の最大の揺れは六〇〇ガル。原発の北西沖にある笹波沖断層帯の連動地震でM7・6の地震が発生した場合に想定される。運転再開に向け、保安院に提出済みの安全評価（ストレステスト）では、1、2号機ともに一一五八ガルの揺れまで耐えられるとの結果を得ている。

これから検証する輪島―珠洲沖の断層について、北電は既に、仮に連動した場合の影響を簡便な「応答スペクトル」という手法で計算済みで、発生する地震の最大規模はM8・1、志賀原発での揺れは二五二ガルだった。

北電は「断層モデルで検証しても六〇〇ガルに満たない」と予想し、志賀原発の最大の揺れの想定を見直すことにはならないと考えている。六〇〇ガルという想定は、二〇一〇年四月に北電が国へ報告した数値で、原発の耐震性の前提となっている。

東日本大震災を受けて、昨年四月に保安院は北電に対し、志賀原発周辺の地殻変動や断層の変化を調べるよう指示した。北電は翌月、約二十キロの地殻移動を確認して「変動は小さく、地震活動にも顕著な変化が認められない」などと分析。活断層評価に問題はないと保安院に報告した。

原発耐震性に自信

一月以降の断層連動をめぐる保安院の専門部会での議論について、北電は「説明の時間が足りなかった」との認識でおり、これまで通りの地震想定に強い自信を見せている。（吉田通夫）